



7階平面図 S=1/100
(西棟)

凡例			
防	防火設備 (法2-9の2-d)	▽	人通り 600φ
特	特定防火設備 (省1369) 常閉	⊗	床下ビット範囲を示す
Ⓜ	防火設備 (令112-14-2 CAS-0344)	—	令120条による歩行距離
●	加圧式消火器(ABC10型) 3台共(10号愛知県所有物品) 文字記入) 20m歩行距離	⊠	24時間換気扇
●R	ルーフトレイン	←	排気口位置
K	掲示板 (1階のみ)	↺	居室 給気口位置 (室内固定換気レジスター100φ、ステンレス防虫網付、屋外ステンレス製)
⊠	床下点検口(共用廊下)	↻	居室 給気口位置 (室内固定換気レジスター100φ、ステンレス防虫網付、屋外ステンレス製)
—	面積区画、令114条区画	—	食卓室は差圧ダンパー150φ
—	整穴区画	—	詳細については、各住戸平面詳細図、換気設備平面詳細図に示す。
		↺	換気経路(開戸アンダーカット・引戸・折戸・フスマ等)
		---	手摺
			・住戸内部の居室出入口有効巾は800mm以上とする。
			・住戸内部の床は、Zn+125(量は128)とし段差無しとする。
			・住戸内玄関扉部分段差は20mmとする。
			・住戸玄関ドアは片開きSD(特定防火設備・常閉・ストロン無し)とする。φ(径)：W=850 H=1,900
			・共用廊下の床下点検口は段差無しとする。
			・界壁遮音性能(告1827-1-1) RC-180
			・非常用出入口：昭和46年12月3日住建発第85号による。(▼：左記による進入可能な部分を示す)
			・PS、EPSはRCスラブにて区画。
			仕様は耐火リストによる。
			・EVの扉は1階のみ遮煙性能有。2階～7階は防火設備